

諫早市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月27日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	島	田	和憲

令和4年度財政援助団体等（出資団体）監査結果報告

1 監査の対象

諫早市土地開発公社（出資団体）
諫早市建設部建設総務課（出資金の所管課）

2 監査の期間

令和5年1月23日（月）から2月10日（金）まで

3 実地監査

実施日：令和5年2月1日（水）

4 監査の方法

令和3年度における当該出資団体の出納その他の事務の執行に係るものについて、当該団体及び出資の所管課から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体の実地監査を行い、事業概要の聴取、質疑応答を行った。

所管課については、提出された関係書類に基づき、当該出資に関する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

(1) 出資団体関係

- ① 公社の定款、経理規程等は整備されているか。
- ② 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
（土地開発公社経理基準要綱に基づき処理されているか。）
- ③ 借入金に関する条件、借入金の額の内容は明確か。
- ④ 土地の取得を公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）に基づき、適切に行っているか。
- ⑤ 公有地先行取得事業と土地造成事業の収支状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。
- ⑥ 公社保有土地の簿価上昇の緩和策としてどのような対策が行われたのか。
- ⑦ 特定土地の状況について。
- ⑧ 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑨ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

- ⑩事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ⑪経営成績、財政状態は良好か。

(2) 所管課関係

- ①出資目的及び出資金額は妥当か。
- ②出資金の支出手続は適正か。出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ③株券等の保管は良好か。
- ④増・減資等はあるか。
- ⑤出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ⑥土地開発公社経営健全化計画の経営指標の目標値は達成されているか。
- ⑦諫早市は当該健全化計画に基づいて、どのような支援措置を講じたのか。

6 監査の結果

令和3年度における当該出資団体の出納その他の事務の執行に係るものについては、おおむね適正に執行されており、特に指摘事項等とすべき事項は見受けられなかった。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。